

## 避難所の社会学的考察

——非日常のなかの日常：1995年西宮（15）——

原 田 隆 司

### How We Describe Our Experiences after the Earthquake

——Ordinary Lives in Extraordinary Situations in Nishinomiya, 1995（15）——

HARADA Takashi

**Abstract :** This is the final part of a research project on our experiences of the Great Hanshin-Awaji Earthquake in 1995. In this paper I have focused on the method of describing our experiences after the quake. From the point of sociology of disaster, we should focus on how we should prepare for reducing damages in next disaster. But such aspect would be common in every social/natural disaster. So it is necessary to elaborate new method peculiar to the earthquake. Because earthquake is a unique disaster, for it strikes us from the ground where we profoundly trust in our ordinary life.

I had been writing papers on our experiences in/around a public shelter where I attended as a volunteer. Just after the quake, many people were gathered at elementary schools and junior high schools. School buildings are appropriate for temporary space for evacuated people. And huge amount of foods and drinks and clothes were brought from outside.

Earthquake evokes such situation where many people live at school buildings, being offered materials from outside. This situation shapes the relations among the evacuated people and between insiders and outsiders, as well as between those within devastated area and those outside area.

So we should describe our experiences in a public shelter in social/natural or human/non-human hybrid manners. This is a point of 'Actor-Network Theory' and our experiences in extraordinary situations after the earthquake are effects of the relations between the human and the non-human just like our ordinary lives.

### はじめに

西宮市が1996年（平成8年）11月に発行した『1995. 1. 17 阪神・淡路大震災－西宮の記録－』（西宮市総務局行政資料室編）では、この地震の「概況」は次のように記されている。

平成7年1月17日午前5時46分、淡路島北部の北緯34.6度、東経135.0度、深さ14.3kmを震源とするマグニチュード7.2の地震が発生した。この地震により、神戸市と洲本市で震度6を観測したほ

か、東北地方南部から九州にかけての広い範囲で有感となった。その後、気象庁では地震機動観測班を増強して、現地調査を行い、その結果、西宮市では夙川付近3カ所、神戸市、芦屋市、淡路島北部それぞれの一部地域では、震度7であったことが判明した。

余震活動は、本震の発生後断続的に続いていたが、時間の経過とともに次第に減衰している。1月17日午前5時49分と5時52分及び7時38分に発生したマグニチュード4.9が最大の余震である。

気象庁は今回の地震を「平成7年（1995年）兵庫県南部地震」と命名した。

さらに政府は、今回の災害の規模が特に大きいことに加え、今後の復旧・復興施策の推進の際に統一の名称が必要となることが考えられることから、災害名を「阪神・淡路大震災」と呼称することを平成7年2月14日に閣議口頭了解した。

この地震は、我が国がかつて経験したことのない大都市直下型地震であり、兵庫県下の被害はきわめて甚大で、人的被害は死者6,279人、行方不明者2人、負傷者34,900人、家屋の損壊は全壊99,996棟、半壊100,166棟（平成8年5月24日現在兵庫県震災対策本部調べ）にのぼった他、道路、鉄道、港湾等の都市基盤施設や電気、電話、ガス、上水道等のライフライン施設、また、多くの商工業施設等や産業にも広い範囲に渡って壊滅的な被害を受けた。これらの数字は、昭和23年（1948年）に発生した福井地震（死者3,769人、負傷者22,203人、家屋全壊36,184戸）の被害を大幅に上回り、大正12年（1923年）の関東大震災に次ぐ地震災害となった〔西宮市編：4〕。

なお、この地震のマグニチュードは、2001年4月に7.3に修正されている。

西宮市の「被害の概況」は次のようにまとめられている。

1. 死亡者 1,114人（震災関連死含む 平成8年1月17日現在）
2. 負傷者 6,386人
3. 家屋被害 全壊34,181世帯 半壊27,116世帯（平成8年3月29日現在）
4. 避難所 194カ所（最大時1月20日）
5. 避難者 44,351人（最大時1月19日）
6. 火災発生 41件

この後に、ライフライン（水道、電気、ガス、電話）、幹線道路・鉄道・港湾施設、公共施設、産業それぞれの被害の数字が列挙されている。

さて、「阪神・淡路大震災」は、災害である。国語辞典によれば、「災害」とは「異常な自然現象や人為的原因によって、人間の社会生活や人命の受ける被害」（『広辞苑』第4版、1991年）、「地震・台風・洪水・津波・噴火・旱魃・大火災・伝染病などによって引き起こされる不時のわざわい。また、それによる被害」（『大辞林』1988年）である。

北原糸子は、災害の歴史を研究する立場から、次の

ように指摘している。

災害一般の定義として、人や社会が一定の地域内で突発的、あるいは恒常的に受ける集団的な被害を指し、被害を与える源となるものは人工的に造り出されたものである場合もあれば、自然現象に起因する場合もあるといえるだろう。過去の事例からすれば、戦争、公害、コレラやインフルエンザなどの伝染病、飢饉、あるいは突発的自然災害としての地震、火山噴火、津波、また台風、洪水、高潮などの気象災害があげられる。最近の事例でいえば、ウィルス感染によるエイズや鳥インフルエンザなど、災害源が新たに生まれ、災害の様態が拡大、多様化する傾向にある。言い換えれば、社会の変化とともに災害自体も変容し続けていることは明らかである〔北原、2006：1〕。

社会学には災害社会学と呼ばれる分野がある。浦野正樹によれば、災害の古典的な定義は、フリッツが1961年に定義した「個人および集団が機能している社会的コンテクストの基本的な破壊、もしくは通常の予測パターンからの急激な逸脱」である。これに対して、1980年代には、地理学を中心として「社会の大状況における原因が、個々の生活状況に深甚な影響を及ぼしながら脆弱性が形成され、それが災害因を引き金に現実の被害として顕在化するという図式」が提示される。つまり「災害は、極端な物理的出来事が人間の抱える脆弱な状態（脆弱な住民集団）との接触で生まれる」のである。以上のような経緯を総括して、浦野は次のように総括する。

古典的にも災害現象は社会を解剖し社会の本質をあらわにする機会だととらえられてきたが、それは単に破壊の過程において社会の弱さが露呈するというだけではなく、近年になればなるほど、社会過程そのものの中に災害のさまざまな原因が潜み、それが人々の生活を巻き込み、固有の社会的時間・空間のなかで固有の体験を余儀なくさせる極めてソーシャルな現象であることが明確に意識されるようになってきたといえよう〔浦野：21〕。

「災害」は、自然現象、社会現象を問わず多様な原因によって生じるものであり、その「被害」の要因は、それが生じる以前の社会のなかに潜んでいる。あるいは、ある突発的な事態の発生により、当該社会の

「脆弱性」が顕在化する。よって、「災害」を「教訓」に、当該社会の「脆弱性」を改善しておくことで、次の災害による被害を低減できる、ということになるのであろう。

こうして、災害社会学が「社会過程そのものの中に」災害の原因が潜んでいるとするならば、それとは逆に「被害を与える源」である現象のほうに即した解釈も可能ではないだろうか。未来の災害に備える教訓を導くのではなく、そこに表れた社会や人間関係を描くことにも意味があるのではないだろうか。

この「非日常のなかの日常：1995年西宮」という連載では、阪神・淡路大震災の直後から約半年間の、ある避難所とその周辺を描き、解釈してきた。本稿では、これまでの議論の総括として、避難所という場から地震という「災害」を解釈するということについて考察してみたい。

## 1. 「災害救助」と避難所

これまでは、とある避難所についてのみ考察してきたのであるが、ここで改めて「避難所」の規定をみておきたい。

### 1.1 「災害救助」の規定

#### 1.1.1 「避難所」とは何か

避難所とは制度として定められたものである。「災害救助法」の第一条は、「この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。」と述べている。第23条第1項には、その具体的な内容が、次のような一覧として規定されている。

- 1 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- 2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 災害にかかった者の救出
- 6 災害にかかった住宅の応急修理
- 7 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 8 学用品の給与
- 9 埋葬

#### 10 前各号規定するものの他、命令で定めるもの

災害救助法は、1947年（昭和22年）に制定された。直接の契機になったのは、1946年12月21日に発生した北海道大地震である。外岡俊一によれば、戦後間もない時代に「物資払底のもとで、ともかくも応急の救助だけは手当をしなければならないという切迫した状況」のなかで制定されたため、「応急救助を受けた被災者個人が、その後生活を再建するまで、ほぼ何の支援も受けられない」という実態が長く続くことになった〔外岡：392-397〕。

さて、上記の一覧に続く第23条の第3項では「救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、命令でこれを定める。」とされており、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償について」という規定（昭和40年5月、厚生事務次官通知）において、上記「1 収容施設の供与」の具体的な方策として「避難所」が規定されている。

ア 「避難所」は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するものであること。

イ 「避難所」は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。

ウ 「避難所」設置のため支出できる費用は、「避難所」の設置、維持及び管理のための人夫費、消耗器材費、建物又は器物の使用謝金、燃料費及び仮設便所等の設置費として、次の額の範囲内とすること。

（基本額）

避難所設置費 100人 1日当たり 12,000円

（加算額）

冬季（10月～3月）については別に定める額を加算する。

エ 「避難所」を開設できる期間は、災害発生日から7日以内とすること。

厚生省社会局施設課監修『災害救助の実務－平成4年版』には、「災害救助の実務」として、避難所が、以上の「通知」よりも、より具体的に説明されている。

まず「避難所の設置」の趣旨は、次のように説明されている。

避難所は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を、一時的に学校、公会堂、公民館、神社、寺院、旅館等の既存の建物又は野外に設置した仮設物等に収容し保護することを目的とする〔厚生省社会局：58〕。

次いで、その対象者が、次のように説明されている。

(2) 避難所収容の対象となる者

ア 災害によって現に被害を受けた者

(ア) 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること。

・住家が、全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等（破壊消防による全、半壊を含む）の被害を受け、日常起居する居住の場所を失った者については、当然避難所に収容しなければならない。

・住家に被害を受けたが、居住に何等心配のない者（例えば、母家が被害を受けても離れが全く無傷である者等）及び住家以外の建物（例えば、土蔵、倉庫、工場、小屋等）に被害を受けても住家に被害のない者等は原則として収容の対象とはならない。しかしながら災害の事情によっては、これらの者でも、後述する被害を受けるおそれのある者として一時的に収容しなければならない場合もあり得ることは勿論である。

(イ) 現に災害を受けた者であること。

自己の住家に被害を受けたかどうかには直接関係はないが、現実に災害に遭遇し、すみやかに避難しなければならないときは、これらの者も等しく収容しなければならない。例えば、旅館、ホテル等の宿泊人、一般家庭の来訪客あるいは通行人等で災害に直面し、応急的に居るところのない者に対しては、これを放置しておくことはできないから、避難所に収容し、保護しなければならないであろう。

イ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

(ア) 避難命令の出た場合〔詳細略〕

(イ) 避難命令は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合。

〔中略〕被害を受けるおそれがある者が避難所に収容された者はその被害を受けるおそれが解消したときは、直ちに退所しなければならない。従って、現に被害を受けた者とは異なって被害を受けるおそれ

のある者の避難所への収容は、半日ないし一日位の極めて短日時であるのが普通である。

ウ 避難所に収容する被災者は、上記二つの条件のいずれかに該当するものであればよいのであって、その被災者がその土地の住民であるかどうか、長らく住んでいたかを問わないが、特殊な事例として次のような場合がある。〔寄宿舎、飯場等の労働者、列車、バス等の旅客〕〔同上書：58-61〕

次に、「避難所設置の方法」は、次のように記されている。

ア 避難所は、公私の学校、公会堂、公民館、神社の社務所、寺院の本堂、庫裡、旅館、工場、倉庫等の既存建物を応急的に整備して使用するのが普通である。しかし、これらの適当な施設を得難いときは、野外に仮設物等を仮設し、又は天幕を借り上げて避難所を設置する。

〔イ、ウ、エ、オ、カ 略〕

キ 日時が経過し、災害が落ち着くとともに避難所の収容人員が次第に減少するときは、避難所を逐次整理縮小しなければならない〔同上書：61-62〕。

また、「避難所開設の期間」については、次のように記されている。

避難所は、災害に際し応急的に難を避ける施設である。したがって、開設期間は災害発生の日から最大限7日以内と定めているのであるが、この法律の趣旨からいってできる限り短期間に止めるようにしなければならない。この7日間の期間は、相当大規模な災害を想定し定められているものであって、小規模の災害の場合は、過去の実績からみても2日ないし3日程度で終わるのが普通である。しかし、例えば、県内一円又は1市町村の殆んどが被害を受けたような大災害の場合で、どうしてもこの7日間の期間内で避難所を打ち切ることが困難なときは、厚生大臣の承認を受け必要最小限の期間を延長することができる。

なお、このような場合であっても、ただ漫然と各避難所の開設期間をそのまま延長することは適当でなく、被災者の退所状況に応じて、2ないし3の避難所の収容者を1箇所を集める等の措置をとり、どうしても継続して避難所に収容しなければならない場合、最小限度の期間（見込）及び期間の延長を要

する地域について必ず事前に厚生大臣に協議して承認を求めなければならない〔同上書：65-66〕。

### 1.1.2 炊出し、飲料水

以上、災害救助法第23条第1項に規定されている「収容施設」の供与のうち、「避難所」についてみてきた。続いて、「炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給」についてみておこう。まず、その趣旨は、次のように記されている。

災害時は、住家の被害等により自宅で炊飯等ができず、また食料品の販売機構等も一時的に麻痺混乱し、食品の購入も思うようにならず日常の食事に支障が起こるのが通例である。炊出しその他による食品の給与は、これら被災者に対し応急的に炊出しを行い、また、住家に被害を受け一時縁故先等へ避難する者に対し、必要な食品を支給し、一時的に被災者の食生活を保護することを目的とする〔同上書：82〕。

続いて「炊出しその他による食品の給与を受ける者」は、次のように規定されている。

#### ア 避難所に収容された者

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがあるため、避難所に収容された者については、炊飯ができないのが普通であるから炊出しは実施されなければならない。

イ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者。〔以下略〕

ウ 旅館やホテルの宿泊人、一般家庭の来訪者等は、その現在地において炊出しの対象とすることができる〔以下略〕〔同上書：82-83〕。

次に「炊出しその他による食品給与の方法」が定められているが、その中に次のような箇所がある。

イ 食品の給与に当たっては現に食し得る状態にある物を給すること。従って、原材料（小麦粉、米穀、醤油等）及び現金を支給することは本制度にも反するし、認められない〔同上書：83〕。

災害救助法第23条第1項における「飲料水の供給」に関しては、『災害援助の実務』では、「災害の

ため飲料水が枯渇し又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料水を供給」と規定されており、避難所に特定した説明はない〔同上書：90〕。なお、炊出しの費用に関して「国庫負担」は「1人1日当たり主食、副食、燃料、雑費等の一切を含めて830円以内である」と定められている。その説明のなかには、次のような部分がある。

例えば、第1日は夕食のみを支給し、その人数は、1,500人、第2日朝食1,400人、昼食1,300人の炊出しを実施した場合は、延4,200食となり、これを3（食）で割れば延べにして1,400人となる〔後略〕。

### 1.1.3 被服と生活必需品

同様に、「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」についても、その趣旨は次のように記されており、避難所に特化した項目はない。

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は毀損し直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ程度の被服、寝具その他の衣料品および生活必需品を給与又は貸与し、一時的に被災者の生活を安定させることを目的とするものである〔同上書：95〕。

そして、「被服、寝具その他生活必需品の品目」が、次のように記されている。

ア 寝具 就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等である。

イ 外衣 洋服、作業衣、子供服等である。布地で給与することは、法の趣旨からみて好ましくない。

ウ 肌着 シャツ、パンツ等の下着の類である。布地で給与することは、外衣の場合と同様適当ではない。

エ 身の回り品 タオル、手拭、靴下、サンダル、傘等の類である。

オ 炊事道具 炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等の類である。

カ 食器 茶碗、皿、箸等の類である。

キ 日用品 石けん、塵紙、歯ブラシ、歯磨粉、

上敷きゴザ等の類である。

ク 光熱材料 マッチ、プロパンガス、ローソク等の類である。

原則として以上の 8 種類に限られるが、個々の品目については、例示した品目以外のももあるであろうから、この限りではない。勿論、給(貸)与にあたって、この 8 種類のもを一通り給(貸)与しなければならないというわけではなく、被災状況や物資調達の状況等から品目をある程度変えたり、あるいは特定の品目に重点をおいて給(貸)与することはもとより差し支えない。ただ、この制度の趣旨からみて、ぜいたくなものは厳に慎むべきである[同上書：101-102]。

期間については、「相当大きい被害の場合を予想し、過去の実績に基づいて、一応 10 日以内と定めている」[同上書：106-107]。「大災害」の場合には、この期間の延長もできることになっている。

## 1.2 災害援助とは何か

以上、避難所を中心として、『災害救助法』とそれに基づく災害救助の実務に関する規定を検討してきた。要点をまとめておきたい。

まず、「災害救助法」では、救助は、国や地方公共団体だけが実施するのではなく、日赤等の団体と「国民の協力の下に」するのである。さまざまな組織や個人が関わることになっている。

次に、7 日間、14 日間などの期間が明示されていることである。避難所は、本来「相当大規模な災害を想定し」7 日間という期間が定められており、「できる限り短期間に止める」とされている。被服と生活必需品に関して記されているように、「直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ程度」の「援助」をするのである。

また、災害の規模としては、避難所や炊出しに関する費用に関連して、100 人単位や、1,400 人などの数字が例示されているように、大規模なものが想定されている。

さて法律で定められた「災害救助」の具体的な中身は、避難所をつくり、炊出しを行い、飲料水を確保し、服と日常品を配布し、医療活動を可能にすることである。「急場をしのぐ程度」の援助とは、整理してみれば、ごく限られたことにしかすぎないとも言える。災害に襲われた現場で、すぐにでも必要なことはそうした範囲に留まるものであろうし、まさにその現

場においてできることも、「現に食し得る状態にある物を給する」など、限られた範囲のことにすぎない。

個々の現場では、可能な限りでいろいろなことをやってみたとはい返すのであるが、この範囲を越えるものではなかった。また、1995 年の地震のあとに日本各地で生じたさまざまな災害について、どこも同じような対応をしていると感じることが多かったのであるが、それも、こうして定められている「災害救助」という一律の活動なのであるから、当然である。

## 2. 「阪神・淡路大震災」の避難所

以上のような避難所の制度的な規定に続いて、現実の避難所について考えてみよう。

阪神・淡路大震災の「避難所」をめぐる状況に関しては、柏原・上野・森田編『阪神・淡路大震災における避難所の研究』が、対象を神戸市内に限定しているものの、その全貌を集約している。同書は、この地震の際の避難所について、「数か月間にわたって大勢が避難生活を続ける事態はまったく想定していなかった」ために「避難所の劣悪な生活環境や、避難者の退去を急ぐ行政と避難者の対立が大きな問題となった」と総括する[柏原・上野・森田編：177]。神戸市では、地震の 4 日後の 1 月 21 日の時点で「全避難者中、約 6 割」が公立小・中学校を利用し、幼稚園、高等学校、盲・聾・養護学校をあわせると、「学校施設に身を寄せた避難者は全体の 73% にのぼった」という。避難所の数としては「公民館、図書館などの学校以外の地域公共施設の方が多い」が、学校施設は「身近な近隣住民を大量に収容する能力」においてまさっていたのである[同上書：267]。

そして同書は、神戸市内の学校での避難所の状況を、現場での調査とアンケートなど具体的な資料を用いてまとめている。そのなかで、多くの人たちが避難先として学校に向かい、また実際に学校が避難所として機能した理由として、次の 6 点を指摘している。

### (1) 認知度、親密度

「学校ほど地域住民にとってなじみの深い施設はほかにない」

### (2) 施設密度

都市部では、小学校と中学校をあわせると、数百メートル間隔で建っている。また敷地も 1 ヘクタール以上あり、「もっとも大きい敷地に建つ地域施設でもある」

### (3) オープンスペースとしてのグラウンド

学校のグラウンドは、広くて安全なスペースである。「強い余震が断続的に続かなか、人は本能的に建物内にいることを恐れ、大地に身をおいていたいと思う。このとき学校のグラウンドは好適な身の寄せ場となる」。また、駐車にも、物資を置く場所にも、テントを張って「生活する場」としても使える。

### (4) シェルターとしての校舎・体育館

学校施設は数千平方メートルの屋内空間を持っている。特に「学校の教室は一教室に収容できる格好の屋内シェルターといえる。(中略) 一部屋に収容できる人数が多すぎも少なすぎもしない、プライバシーやコミュニケーションの点から適切な人数集団の生活場所となりうる特性をもっているようである」。

### (5) 生活利便性

日常的に多くの児童・生徒が生活する場であるため、「便所、洗面などの生活最低施設はかなりの人数に対応できる数がそろっている」。

### (6) 教職員の存在

「この点が今次の大震災ではたいへん大きな要因であったような気がする。直後から、教職員は寝食を忘れ獅子奮迅の働きであった。冷静さと高い指導力が現場での混乱を救い、避難者を励ました」[同上書：283-284]。

同書は(6)を強調しているのであるが、本稿の視点からすれば、(1)から(5)が、学校という施設の立地や構造が、他の施設よりも避難所に適していたことを具体的に指摘しており、興味深い。

## 3. 「避難所」再考

ここまで「災害」と「避難所」について検討してきた。以下では、それらを踏まえつつ、地震という「災害」、そして避難所という場について、改めて考えてみたい。

### 3.1 地震とは何か

そもそも地震とは、どういうものだろうか。1923年(大正12年)9月1日に発生した関東大震災を旧制中学の3年生(17歳)で体験した社会学者の清水幾太郎は、その50年後に、次のように回顧している。

私の経験では、猛烈な振動が始まった瞬間、私たちは既に正常な人間でなくなったような気がします。何も考えられませんでしたし、口もきけませんでした。放心状態に陥ってしまったのでしょう。仮に放心状態に陥らなかったとしても、あの烈しい振動の中で自由に行動することは物理的にも不可能であったと思います。

そして、清水は、地震というものについて、次のように述べる。

他の災害と違って、地震は特別なもののように思われます。火災、台風、洪水などの場合は、それが襲いかかってくるまで、私たちは、安定した大地の上に立って、これと戦うことができます。これらの災害は、まあ、外部から襲いかかる敵のようなもので、それと戦う時に、大地は私たちの味方になってくれます。しかし、その大地が揺れ始めると、私たちは、最後の味方に裏切られたように感じ、敵が内部にいたことに気づくのです。(中略)火災も、台風も、洪水も、私たちが平静な心を持つことを許しませんが、地震には、何か質の違うものがあって、大地が深い底から揺れ始めると、人間の存在も深い底から揺れ始めるように思われます[清水：266-269]。

北原糸子によれば、同じ江戸時代の災害であっても、飢饉と地震は異なる。

江戸時代、飢饉は避け難い厄災であったから、これに対する予測・対策は経験的に蓄積されるところ大なるものがあつた。また五ヶ月ほどの稲の実りに至るまでの期間に凶作か否かの判断は前もって可能であつた。しかし、火災や地震は、これと違って発生は突発的であり、予測不可能である。とくに地震の場合は、突発的に起こり、瞬時にその結果を定めてしまう場合が多い。余震が長く人々の恐怖をかき立てるものとなつたにしても、二次災害を除けば、最初に受けた被害を大幅に増大させることはなかつた。被害は、たとえそれが大規模地震と呼ばれるようなものであつても、死亡者・負傷者、地上の構造物の瓦解など可視的範囲に留まる[北原、2000：333]。

つまり、地震とは、「瞬時にその結果を定めてしま

う」ものであり、その被害は「可視的範囲に留まる」のであるが、私たちの「最後の味方」である大地が「深い底から揺れ始める」現象であり、「人間の存在も深い底から揺れ始める」のである。大地の上に構築した建物が壊れること、不動のもの、人間を保護するものである構造物が揺れて壊れることは、日常は意識しない大地以上に、自分たちが作り、使ってきたものに「裏切られる」ことなのである。現実には数秒前まで身を守ってくれていた建物が、壊れ、人間に襲いかかり、傷つけ、命を奪う。

地震は、その「被害」も「可視的範囲」にとどまる災害で、きわめて局地的なものである。「阪神・淡路大震災」あるいは「兵庫県南部地震」という呼称が示しているように、現在の日本でいえば、ひとつの都道府県の一部だけが「被害」を受ける。東北から九州までの広範囲で震度1の有感地震であったとはいえ、「兵庫県南部」を除いては何の「被害」もないのである。少し離れた場所では揺れを感じただけで、もっと離れば何も感じない。当時、神戸大学の教員であった野口武彦は、地震発生から約1ヶ月後の新聞に次のような記事を書いている。

大阪と神戸とは、淀川、武庫川をへだてて、どうやら別世界になったようである。総じてみれば、大阪からは、神戸の災害は文字どおり対岸の火事であろう。向うでは、それは被災地の被害者意識だということかもしれない。最初からすれちがいである。別世界になるほかはない。(中略)地震後1ヶ月を過ぎた昨今、被災地スタイルで大阪に出ると、日常生活の華麗さに気おくれを感じる、と人が語ったことであつた。

大阪ですらしかり、いわんや、東京においてをや。発生日の午後、まだ停電中の大学学部に文部省から電話がかかってきたという。平常どおり授業をしていますか、休講ですか。「アホか」と返答したかどうかまでは知らない。考え合わせれば、これはだいたい首相官邸が事の重大さによりやく気がついてあわてだしたと伝えられる時刻である[1995年2月21日「朝日新聞」夕刊「震災で階級格差あらわに」]。

神戸と大阪とは、30キロほどしか離れていない。電車で30分もかからない。

この局地性は、より微細にみると、際立ったものとなる。西宮市とその東隣に位置する尼崎市は、武庫川

で隔てられている。西宮から電車で数分で武庫川を渡り、尼崎に入るのであるが、そこでは、大きな被害もなく日常生活が続いていた。「被災者」の多くが、武庫川を越えて、食事にも、風呂に入り、買い物にでかけた。

尼崎市の北に隣接する伊丹市に居住し被災した作家の田辺聖子は、地震の3ヶ月後(4月19日)に東京で講演をした。そのなかで、空襲と比べて「震災のほうがまし」だったこととして、第一に「男手」があったことを述べて、次のように続けている。

それから二つ目は、絶望の気分でございます。戦争中は、日本中どこに行っても食べ物が無い時代です。食べ物も着るものもありませんし、お互いに助け合いたくても、自分ももうないんですね。こういうつらいことからみますと、今度は、ほかの町はまだ被災していませんし、ボランティアの人たちがすぐ駆けつけてくれた[田辺：37]。

地震はきわめて局地的なできごとであり、「被災地」とその外側とにくっきりと分ける。

### 3.2 「被災地」と「避難所」

地震は、地続きの空間を「被災地」とその外側とに分ける。

「被災地」では、空間を区切り、外側とを遮断していた建物は瓦礫に一変する。人と建物、空間との関係が一変する。人間がその必要に応じて作り上げていた空間は歪み、よじれ、あるいは消滅する。壊れた建物は、機器も道具も食器も衣類も次々と壊し、埋める。さっきまで使っていたもの、今日使おうと思っていたもの、引き出しの奥にしまっていたもの、玄関に置いていたもの。それらは、歪み、壊れ、瓦礫に埋まり、消滅しなくとも、探すことも、手を伸ばして取ることもできない。元のかたちを失い、人の行動を妨げるものでしかなくなってしまう。

歪んだ空間や道路は、人間の移動を阻む。居場所のひとつひとつが、わずかの間に一変して、居られない場、逃げ出さなければならないスペースとなる。構造物は、移動を妨げる瓦礫となっている。

空間の歪みと消滅、機器や道具の破壊や不在という事態に対応する「災害救助」とは、まず何よりも、被災した人たちに向けて、被災地のなかで、今の居場所からできるだけ近くに当座の居場所を提供する作業である。「被災地」の外であれば容易に確保できるはず



の居場所を、元の居場所の近くに、即座に作り出すのである。

「収容施設」として必要な建物は、その地震に耐えたものでなければならない。堅固な空間だけが避難所の条件を満たす。地震が発生した場に不動のまま建っている学校の施設は、避難所として機能するための最低限の条件を満たす唯一の場となる。

やがて、食べもの、飲料水、服、寝具なども提供される。それが見越されていたかのように、「被災地」の外から大量のものと人が押し寄せてくる。精神家医のラファエルは、世界各地のさまざまな災害を考察して、次のように述べる。

例外はあるが、とくに西欧など比較的に豊かな社会での災害は、いわゆる「集中現象」が起こりがちである。これは「検証」や「救助」の活動が行われている被災の中心地域に、多数の人間が集中することである。救援を意図したり、縁故者の安否を気づかって集まる者もいれば、ただ好奇心だけの野次馬や現地取材のためのマス・メディア関係者も多い。この現象は人間だけに限らず、急速な「物の集中」も起こるのが普通である。食糧、日用品から資金まで、生存のための必需品から使い古した不用品まで集中する。衣料品や家具類、それに自分の生活のなかでは廃品同様の物まで、人々は大量に寄付したのである。それにもう一つは被災者とその福祉に関する通信連絡を主とした「情報の集中」である[ラファエル：22-23]。

突如として物が不在となった被災地を「救助」しようとして、人や物が集中する。短期間のうちに、被災地と避難所には物資が過剰となった。

### 3.3 不在と過剰の場としての避難所

そうした不在と過剰の実例をいくつか挙げてみよう。全国から大量に送られてきた物資は、「被災地」には、届いていた。しかし、避難所には来ない。

避難所で必要な、あるいはあればいいと思う物資は、なかなか手に入らない。2月になって、全国から送られた物資が集められている所があると聞き、数人のボランティアで行ってみた。

2月11日

車で1時間半、山口町の体育館は、中に入ってみないと物資の仕分け場とは分からない。水の出るト

イレがある。入り口の壁には、市内の避難所のリスト（人数も）と地図。要するにうち[避難所]の倉庫を数十倍拡大したものである。「とにかく何でも持って行って欲しい」と言われる。

（中略）物資の詰められた段ボールがバレーボールのコート4面分ほどの体育館のフロアに山積みされていた。しかし、僕たちが訪れた時には、段ボールの山に向かってるのは数人の女性だけであった。開封されたものは、飲料・食品・衣料・日用品などにおおまかに分類されて壁際のフロアに置かれている。

（中略）その日僕たちは、必要な物資として、水を溜めて流せるようなタンク、お茶の葉をいれるパック、必要なサイズの下着などを探し出して手に入れることができた[原田、1998：32-33]。

その2週間後には、避難所に大量の物資が届けられた。

2月25日（土）

1時半から、水曜日に届いた郵パック200個を仕分けする。西宮だけでなく大阪の郵便局も全国からの郵パックであふれていて、何とかしてほしということで、直接各避難所が引き取るということになった。そのまま運ばれてくるということだったのに、実際にはシールがはがされ、差出人は分からないし、中身は大まかにマジックで記載されている。「現金が入っていたらどうしようか」と半ば冗談で話していたが、そんなことはなさそうである。[中略]1世帯に1箱ということで、80個に分けるのである。ノートや鉛筆などの文具のほか、タオル、鍋、やかんなどが入っている。しかし、新しいものの入った箱だけでなく、古着の下着、ほこりをかぶったアルミホイル、使い古したなべ、電気炊飯器、割れた茶わん、使っていたリコーダー、ハーモニカ、乾パンの入ったさびた缶などが出てくる箱もある。「こんなん誰も使わへんわなあ」。結局、これらはゴミ袋に入れて、校門の側のごみ置き場に持っていく[原田、1999a：286]。

避難所という空間は仮設住宅と比較した時に、不在と過剰とが鮮明になる。

5月初めに、仮設住宅に移った人たちを訪ねたことがあった。避難所に通っていた僕の目からみれば

ば、仮設住宅が意外に「よく」見えた。その理由は極めて単純である。避難所の時とはくらべものにならないほど、仮設に移った人たちが元気そうな表情をしていたからである。ここは家族以外の人は入らない空間である。第一に気づいたのはそういうあたりまえのことであった。(中略)住宅というのは、世帯別に壁で区切られ、そのなかには家族以外の人たちが無断では入れないという事実、改めて気づくことになった [原田, 1999b: 106-107]。

仮設住宅は、棟続きで、一戸の広さは26平方メートルしかない。しかし、それぞれの扉のなかは、自分たちだけが出入りできるスペースである。壁によって隔てられ、玄関に鍵をかけられる仮設住宅というものは、地震のあとに確保される初めての空間であり、新たな居場所なのである。

#### 4. 避難所を描くということ

以上のように、被災地と避難所について、不在と過剰という観点からまとめることができる。

大きな地震が発生し、被害が生じる。「災害の規模が特に大きい」ため統一的な名称として「阪神・淡路大震災」と命名される。被害の規模は過去の地震と比較され「阪神・淡路大震災」は大災害とされる。こうしてひとつのできごとは、多くの災害のなかのひとつとして記録され、それらは歴史となるのだろう。筆者が関わった避難所も、冒頭に引用した「阪神・淡路大震災」の「被害の概況」の中に、含まれる。制度として規定された範囲のなかに留まる。学校という場が適切であることも、合理的に解釈できる。その避難所というものについて、過剰と不在という視点から描くことができる。いったい、これらの関係について、どう考えればいいのか。

ラトゥールという研究者は、社会学者は「2つの大きな不満」を交互に感じてきたことを指摘する。最初の不満は次のようなものである。

社会学者は、マイクロレベルの研究、顔と顔を付き合わせたやりとりや特定の場所の研究に没頭していると、その状況を説明するのに必要な要素の多くが、もう既にその場所にあったものか、そうでなければ、外から持ってこないといけないものだということに容易に気づく。したがって、その場にはない要素、違ったレベルの要素を探して、研究している場

所では直接みえないけれど、その状況を成立させている何かを一生懸命に探す。こうして、これまで社会や規範、価値、文化、構造、社会的な文脈などの概念というものに多大な労力が払われてきた。それは、こうした概念が、マイクロレベルの状況に形を与えるものだからである。

しかし、社会学者は、このようにして違ったレベルに移ってしまうと、次の不満を感じる。

社会学者は、今度は、そこにも何かが欠けている、文化や構造、規範、価値といった用語を使って抽象化するのは大きすぎるのではないかと、思いはじめ。そして、反対の動きをして、出発点であった血肉の通った場所に戻るのである。しかし、そこに戻ると、すぐにまた落ち着きをなくし、社会構造のほうに向かおうとする。社会学者は、特定の場所というのも、いわゆる「マクロ」レベルと同様に、抽象的なものであることに気付くのである。

ラトゥールは、1980年代からアクター・ネットワーク理論という立場で研究を進めてきた。かれは、アクター・ネットワーク理論の考え方は、この二つの不満を解消したり克服することではなくて、こうした不満がどのような条件で生じるのかを探索することだという。そもそも社会過程といったものは、「主体と構造」から成り立っているのではなくて、「動き回っている」存在ではないだろうか、という。

ひとつの弾道、ある動き、といったものを、それらとは何の関係もないマクロとマイクロ、個人と構造といった2つの対立する概念を用いて描こうとした結果である [Latour: 16-17]。

そして、マイクロレベルの研究とマクロな社会構造や概念といった二分法は、研究対象とは無関係なものであり、研究者が作り上げた「人工物」に過ぎない、とラトゥールは言う [Latour: 17]。

アクター・ネットワーク理論は、近代科学としてはじまった社会学の概念、そしてその背景にある西欧の近代的な考え方を相対化する立場である。さまざまな二分法、とりわけ人間 (human) と人間以外のもの (non-human) という二分法を相対化する。特定の現場や事例、たとえば科学の実験室、新しい自動車の導入政策の破綻、研究所のなかの秩序、などを対象とし

て、経験的であり同時に哲学的な考察をとおして、「社会」や「集団」や「秩序」というとらえかたや、人間と人間以外といった区別が作り上げられ、絶えず変化していることを描こうとしている。「マクロ」にも「ミクロ」にも、ある種の居心地の悪さを感じているのである。

避難所という場は、「災害救助」のために設けられる施設であり、学校というスペースが選ばれた。ラトゥールらの考え方を参考にすれば、ある学校に設けられた避難所で起こっていたいざれものが「動き回っているもの」、「弾道」であり、様々な局面で、それをとらえ、いくつかの局面を提示することにより、一般的な理解に付加するような描きかたができるのだろう。あるいは、どうしてそうした一般的な描きかたがなされるのか、ということもとらえられるかもしれない。それは避難所論であると同時に、地震という「災害」の固有性であり、現代の社会や人間関係という「動き回っているもの」を、ある局面からとらえることにもなるだろう。「非日常」と「日常」という区分も「動き回る」ものであること、個人、集団、組織、社会などの概念、震災、被災地、避難所などのことばも、絶えず「動き回る」ものを、ある局面で固定しようとする工夫である。避難所を描くことは、地震という経験の固有性的一端を描く方法ではないだろうか。

(2010年1月20日 完)

#### 引用文献

浦野正樹, 2007「災害研究の成立と展開」大矢根淳・浦

- 野正樹・田中淳・吉井博明編『災害社会学入門』弘文堂  
 柏原士郎・上野淳・森田孝夫編, 1998『阪神・淡路大震災における避難所の研究』大阪大学出版会  
 北原糸子, 2000『地震の社会史－安政大地震と民衆』講談社学術文庫（原書は1983年, 三一書房）  
 北原糸子, 2006「災害と復興」（同編『日本災害史』吉川弘文館）  
 厚生省社会局施設課監修, 1992『災害救助の実務 平成4年版』第一法規  
 清水幾太郎, 1975「明日に迫ったこの国難」清水幾太郎監修・関東大震災を記録する会編『手記・関東大震災』新評論（初出は「読者に訴える」『中央公論』1973年9月号）  
 外岡秀俊, 1998『地震と社会－「阪神大震災」記』（下）みすず書房  
 田辺聖子, 1999『ナンギやけれど……わたしの震災記』集英社文庫（原本は1996年, 集英社）  
 西宮市（西宮市総務局行政資料室編）, 1996『1995. 1. 17 阪神・淡路大震災－西宮の記録－』  
 原田隆司, 1998「空間と生活－非日常の中の日常：1995年西宮（3）」『甲南女子大学人間科学年報』第23号  
 原田隆司, 1999 a「『ボランティア』とよばれたもの」岩崎信彦他編『阪神・淡路大震災の社会学 第1巻 被災と救援の社会学』昭和堂  
 原田隆司, 1999 b「避難所空間と家族」岩崎信彦他編『阪神・淡路大震災の社会学 第2巻 避難生活の社会学』昭和堂  
 ビヴァリー・ラファエル, 1989『災害が襲うとき』石丸正訳, みすず書房  
 Bruno Latour, 1999, On recalling ANT, in John Law and John Hassard eds., *Actor Network Theory and after*, Blackwell